

# 地下街等浸水時避難計画策定の手引き

・「特定都市河川浸水被害対策法」において、特定洪水区域内等の不特定多数の者が利用する地下街等の管理者等に、浸水時の避難計画の策定、公表を努力義務として規定。

・本手引きの策定に当たっては、学識経験者、河川・下水道・建築・消防の行政担当者、地下街等管理者等からなる検討委員会を設置して検討、とりまとめ。

・本手引きは、地下街等管理者等が避難計画を策定する際の技術的参考図書としての位置づけで頒布予定。

